

～ご契約者の皆様へ～

「保険法」が平成 22 年 4 月 1 日より施行されました

平成 22 年 4 月 1 日より保険(共済)契約に関しまして、契約者保護の強化及び規律の現代化を図るため、契約に関する一般的なルールが新たに「保険法」として商法から独立し施行されました。

この「保険法」では、「共済契約」も「保険契約」と同等のものとみなされ、共済契約に対しても同様にこの法律が適用されることになりました。

これに伴い、当組合におきましても「共済事業規約」の一部を変更いたしました。

変更となりました主な項目についてお知らせをさせていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

※「保険法」の施行により、共済金額や共済掛金等の額について変更が生じることはございません。

「保険法」適用に伴う契約に関する主な変更点

①共済金等請求権の消滅時効(共済金等をご請求いただける期間)が 2 年から 3 年に延長されました

共済金の支払いや解約等に伴う掛金の返還等に関する、共済契約者や共済金受取人から当組合への請求権の消滅時効期間が 2 年から 3 年に延長されました。

②重複契約がある場合の共済金支払(請求)方法について (火災共済)

同一の目的物に対して複数の共済または保険の契約があり、共済事故が発生した場合、これまでそれぞれの共済生協・保険会社に請求を行っていただく必要がありましたが、今後は 1 つの共済生協または保険会社へ請求していただくことにより、他の契約の負担分も含めて共済(保険)金を請求者にお支払いすることになりました。

ただし、それぞれが自ら締結した契約にもとづく共済(保険)金の額を限度としてお支払いします。

また、損害額を超えて複数の共済生協・保険会社から共済(保険)金の支払いを受けることはできません。

③詐欺・強迫による契約締結は取り消すことができます

「詐欺」または「強迫」行為によって契約を締結した場合には、当組合はこの契約を取り消すことができるものとなりました。

④共済金の支払期限が明確化されました

共済事故の被災状況等について、専門機関への照会・調査が必要な場合の内容および所要期間を種類別に規定することにより、共済金支払いの不当な遅延を防止し、支払審査の適正化を図ります。

当組合に必要な請求書類が全て到着した日から次のいずれかの日数が経過する日までに共済金を支払います。

照会・調査を必要としない場合		30日以内
照会・調査を必要とする場合	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査及び弁護士法その他の法令に基づく照会	180日以内
	専門機関による鑑定等の結果の照会（火災共済）	90日以内
	医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会（交通共済）	180日以内
	災害救助法が適用された被災地域における確認のための調査	60日以内

⑤共済契約の解除事由が類型化されました

当組合が共済契約を解除できる場合の事由について、「告知義務違反」、「危険増加」および「重大事由」による3つに類型化されました。（重大事由とは、共済事故を装って不当に共済金を請求する等、当組合と契約者等との間で信頼関係が損なわれる場合をいいます。）

～お問い合わせ～

姫路市民共済生活協同組合

姫路市安田 4-1 姫路市役所北別館内

TEL079-222-8877 FAX079-222-8820

※なお、CO・OP 共済については日本コープ共済連のホームページをご覧ください。